

グレナダの入国規制措置（1月18日更新）

グレナダ政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 渡航許可書の保持

全ての渡航者は、グレナダへの渡航に際し、渡航許可証明書（Pure Safe Travel Certificate。オンライン上で要申請）を保持する必要があり、航空機等への搭乗前に、同許可書の印刷物、または同電子コピーを提示する必要があります。

2 PCR 検査及び旅行保険

（1）5歳以上の渡航者は、渡航3日前以内に実施されたPCR検査陰性証明書の保持が必要であり、新型コロナウイルス関連の病気をカバーする医療保険に加入する必要があります。

（2）居住者及び訪問者は、5日目に、公共の場への外出許可を得るため、または、滞在期間中同宿泊施設内に留まるために、RT-PCR検査を受けなければならない。

（3）居住者及び訪問者は、5日目以降に、同宿泊施設から退去し検疫措置を自宅等で継続する許可を得るために、保健当局者からPCR検査陰性確認書及び許可を得る必要がある。

（4）全ての渡航者は、新型コロナウイルス検査費用410ECドル（150USD）を、5日目の検査費用あるいは、他の検査費用として支払う必要が有る。5歳以下の子どもについては、陽性者との接触がない限り、同検査を免除される。同費用については、事前にオンライン上で支払う事が出来、同システムで支払いが出来ない場合、または望まない場合は、空港到着時に支払う必要がある。

3 宿泊予約

全ての渡航者は、監視及び検疫措置のため、保健省認可宿泊施設（Pure Safe travel accommodations）で最低限7日間の予約を行うこと。自宅検疫を希望する者は、少なくとも渡航7日前にオンライン上で申請すること。同審査後、書面による事前許可を得ている者のみ、到着時からの自宅検疫が許可される。

4 自己監視携帯アプリ

渡航者は、自己監視（接触追跡）携帯アプリ（Ronatrak Mobile App）をダウンロードし、渡航前に登録を行うこと。ただし、現時点では同アプリはiphone

上では適用外であり、同携帯電話使用者は、本件措置の対象外となる。

5 到着時

全ての渡航者には、到着時に症状確認、体温検査及びその他検査の必要性の確認のため、スクリーニングが課され、保健当局者に渡航許可証明書及び PCR 検査陰性証明書を提示する必要がある。

6 検疫及び隔離措置

全ての渡航者には、最大14日間の検疫措置が課され、5日目に PCR 検査が課される。同検査が陰性の者は、残りの7日間（あるいは、同国入国後14日間が到達するまで）の自宅等での検疫のため、認可宿泊施設からの退去が許可される。検疫当局から健康状態確認許可を受けた後も、自己監視アプリを使用し、14日間到達まで、自己監視を続ける必要がある。PCR 検査で陽性が確認された場合には、保健局当局者の判断により、隔離あるいは治療施設に移送される。

参考：グレナダ政府 HP

<https://covid19.gov.gd/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。